王安石の科擧改革をめぐって

近藤一成

はじめに
一　貢擧新制
(一)　試經義採用
(二)　試經義と科場
(三)　諸科廢止と五路對策
二　三經新義編纂
おわりに

はじめに

小論は、王安石の科擧改革を、特に當時の社會や士人が改革にどう對應したかを念頭に置きつつ考察したものである。時期は神宗朝の熙寧、元豐年間とし、この間おこなわれた六回の科擧が主な對象となる。

科擧改革も廣義には王安石新法の一環であるから、本來は新法政策全體を見渡す廣い視野から捉えねばならず、ほかにも慶曆新政の貢擧改革案、萬言の書にみられる安石の政策構想との關連など、踏まえるべき點は多いが、種々の理由で限られた考察となった。大方の御批正をいただければ幸いである。

一　貢舉新制

王安石の科舉改革は、熙寧四年二月一日の詔によって具體化された。ここに到る經過を含め、まずこの貢舉新制の內容を述べておきたい。檢討すべき史料は、『會要』選舉三、『通考』三一[1]、『玉海』一一六などにもみえるが、ここでは最も詳細な『長編』二二〇　熙寧四年二月丁酉朔の條に據る。

『長編』の該當記事は、二つの段落から成っている。「中書言う」に始まる前半は、王安石「乞改科條制」劄子（『王文公文集』三一）の節錄であり、後半はその中書の上奏を受けて制定された貢舉新制の幾つかの條項を、恐らく大幅に省略し收錄したものである。安石の劄子は、原文でも二八〇字に充たない短文ながら、改革の方向性と基本事項を明示した、科舉史上、重要な內容をもつ。一方、後半は、その改革案を實施するための具體的な諸規定であり、直接には熙寧五年の秋賦、六年春の省試を念頭に置いたものであろうが、やがて熙寧十年、范鏜らによって二卷、一七二條にまとめられる熙寧貢舉敕式の原案に當ると考えられる（『玉海』一一六、『長編』二八四　同年八月癸未）。

安石の劄子が提示する改革は、（一）進士科の試驗を經義中心に改めること　（二）諸科の段階的廢止　（三）西北五路對策の三點に整理できる。これらは內容上、密接に關連しているが、以下、三點に對應する新制の各條項を參照しながら、改革案の狙いや問題點を考えることにする。但し、よく言われることだが、安石の最終構想は、科舉の廢止、學校制を整備して太學卒業生を官僚にする、すなわち慶曆以來、多くの論者によって繰り返し主張されてきた取士と養士の一元化にあったことをここでも確認しておきたい。劄子の冒頭で「古の取士は皆な學校に本づく。故に道德、上に一にして、習俗、下に成り、其れ人材、皆な世に爲す有るに足る」と述べ、三代の學校制度復興を提唱しているが、これは單なる文飾ではないであろう。「今、古の制を追復し、以って其の弊を革めんと欲さば、則ち其れ漸無きを患う」と、性急な變革を戒め、當面實現可能な改革の第一步として今回の貢舉新制を位置づけているからである。この上奏の前後は、朝野擧げ

ての反對を押し切り、強引に新法諸政策を實現させている時期だけに、この愼重さは、安石が科擧學校改革をより根本的な施策として意識していたことを感じさせる。

(一) 試經義採用

安石の提議の第一は「聲病對偶の文を除去し、學者をして以って意を經義に專らにせしむ」こと、すなわち進士科の試驗を詩賦から經義に替えることである。言うまでもなく今回の改革の主要事項であり、既に幾つかの專論で明らかにされた改革の內容そのものについて附け加えることはない。(2) それ故、ここではそれら先行研究を參照しつつ試經義採用の意義及びその影響についてまとめてみる。

さて、新制の當該條項には、進士の詩賦、帖經、墨義を罷め、經義、論、策を課すこと、及び詩、書、易、周禮、禮記の五經から一經を本經として選擇させ、論語、孟子を兼經にするとある。科場は、解試、省試とも四場で、一場が本經、二場が兼經の大義各十道を問う。答案は義・理の通否を重視し、注疏に全面的に依る必要のないことを明記している。また中書は別に大義式を撰し配布する。三場は論一首、四場が時務策、解試は三道、禮部試は五道を出題する。從來、進士科は、詩・賦・論各一首、策五道、論語の帖經十帖、春秋或いは禮記の墨義十條を課せられていたが、(3) これを經義、論、策に變更した理由は、政治に緣遠い文學の士や記誦の學ばかりを習得した者を斥け、「通經致用」の人物を得ることにある。より具體的には新法遂行に不可缺な人材の確保が狙いであったろう。

ところで、經義重視は、決して安石獨りの考えではなかった。熙寧四年の改革は、經緯から言うと熙寧二年四月の「議學校貢擧詔」に溯り、その論議の中で概ね經義中心の方向が定まったと言えるからである。神宗卽位に伴う新しい機運を感じとった官僚は、既に科擧の弊害是正を提議していたが、(4) 熙寧二年、事實上、卽位後最初の秋賦を前にして、神宗は閒歲貢擧と三歲一貢の得失など科擧をめぐる諸問題を側近と話し合った。その結果、正式に詔を降して群臣に貢擧の法を議

論させることとなり（『會要』選擧三　三月九日）、四月二十二日、兩制、兩省、御史臺、三司、三館の臣僚に對して一箇月以内に學校・貢擧に關する考えを上呈せよと求めたのである。詔に應じた官僚のうち、司馬光、韓維、蘇頌、蘇軾、呂公著、劉攽、陳襄の文が現存している。もっともこのときの應詔文として疑わしいものもあるが、論議の大凡をみる上に支障はない。(5) この七名の意見は、具體的人物を推擧する陳襄のやや特殊な例を除くと、次の三つに分類できる。一つは、詩賦廢止と經義採用を主張するグループで、司馬光、呂公著、韓維がこれに屬し、熙寧元年、主に學校からの取士を論じた程顥や詩賦の廢止を主張した孫覺の意見もこれに入る。次は、科擧の弊害は認めながらも、それは法制上の缺陷ではなく運用に問題があるからだとして制度の主旨を徹底させるような改善策を主張する蘇頌で、第一と次の第三を折衷する立場にある。第三が改革そのものを否定する劉攽、蘇軾の意見である。特に軾の論は頗る説得力があり、神宗も一時、改革を斷念しかかったが、安石の懸命な反論で氣を取り直すという場面もあった（『通考』三一など）。蘇軾の改革反對論を一言で要約すれば、筆記試驗は人材を拔擢する手段として元來不完全なものである。しかしそれに替わる推薦制が、請託など更に甚しい弊害を齎す以上、限界ある筆記試驗の中から難點の比較的少い制度を選ばざるを得ない。文章の上から言えば確かに論策は詩賦より政治に關連あるが、政治の實際にあっては詩賦、論策ともに「無用」なのである。とすれば、より客觀的採點の可能な詩賦を試すべきであり、事實、建國以來百年餘り、名ある士大夫は殆ど全員、詩賦をもって登用されてきた、と述べる。同樣な觀點から經義での試驗や學校制度によって人材を確保しようという考えも否定する。要するに軾は、「教育の法」「課試の格」を論ぜよという、詔が設定した論議の枠組みそのものを問題にし、制度が現實に運用された場合豫想される結果を先取りして論じたのである。軾の意見は、元祐年間、舊法黨下での科擧政策に影響を與えることになる。

最も有力であった詩賦廢止、經義採用論の代表は司馬光である。應詔という性格上、論議の内容は、當然限定されるが、司馬光のほかの科擧關係の上奏から推して、基本的にはここでも持論を展開したと理解してよい。かれの諸上奏に共

通する考えは、取士の基準は德行が第一で次に經術、三番目が政事で藝能は最後であるべきだ、という點にある。(6) しかし公正を期すため客觀テストの形式をとろうとする科擧では、德行の判定は不可能に近い。そこで光は、推薦制や保擧制と筆記試驗をどのように組み合わせるかを問題とする。このときの上奏は、解試において一部保擧制を導入し、省試で進士は經義策三道、子史策三道、時務策三道を課し、明經、諸科は本經と論語、孝經の大義四〇道、明經のみ時務策三道を加えるというものであった。進士科の詩賦及び帖經、墨義を廢することなどを含めて、安石の改革と共通する點が多い。

新法、舊法兩黨の對立が激化するのは、二年九月、青苗法施行の前後からであり、五月の段階ではまだ官界に改革への期待を共有する雰圍氣が濃かった。慶曆新政の、策論を重視し帖經、墨義を廢する科擧改革は實施されなかったが、「今、進士の詩賦、明經の帖義、治民經國の術に於ては了(つ)に關せず」（蔡襄『端明集』二三　論改科場條制疏）との認識は、この時期、概ね一般化していたと思われる。從って貢擧新制は、黨爭に係わりなく、熙寧二年、既にその基本方針を決定していたと言えよう。

試經義採用については、もう一つの背景を考えねばならない。仁宗朝後半、經書解釋において傳統的な注疏に拘束されることなく、大膽に自己の意見を表明する風潮が現われてきたという、思想界の新しい狀況である。こうした經書解釋を「五經正義」に對する「新義の學」と呼ぶとすれば、(7) 進士に經義の試驗をとの主張は、「新義の學」勃興の科擧への反映と言える。「春秋を治むるに傳注に惑わされず。曲說を爲し以って經を亂さず。其の言、簡易にして諸侯大夫の功罪を明らかに」した孫復（歐陽脩『居士集』二七　孫明復先生墓誌銘）や、「五經論を異にすれば、弟子之れを記し、自ら胡氏口義と爲」した胡瑗（『端明集』三七　太常博士致仕胡君墓誌）が、太學で講座をもち、しかも大いに人氣を博したことに「新義の學」興隆の一端をみることができよう。また熙寧元年に沒した劉敞の『七經小傳』に「元祐の史官謂う、慶曆の前、學者文詞を尙び、多く章句註疏の學を守る。敞に至り始めて諸儒の說に異にす」（晁公武『郡齋讀書志』四）との解說が附せられることもこの間の事情を物語る。但し劉敞の弟攽は先に述べたように、熙寧二年の貢擧論議に改革反對論を唱えた人物で

ある。この兄弟は、共に慶曆六年の進士に及第し、敞が春秋學に造詣深く『劉氏春秋傳』などの著作があるのに對し、攽は特に史學に詳しく『資治通鑑』漢代の部分を分擔執筆している。得意とする專門はやや異なるものの、共著に『漢書標注』があり、また兄の『公是集』に附けた攽の序や同じく攽の誌した敞の行狀から、二人は當時の學術潮流にあって同じ立場にあったと推測される。從って熙寧の科擧改革が「新義の學」興隆を反映したものであるとすれば、劉攽は當然經義派であるべきで、これはどう考えればよいのであろうか。攽の「貢擧議」を讀むと、確かに科擧は舊來のように文詞を問えばよいと、現狀を肯定しているが、その論據は蘇軾同樣、人材を得るか否かは制度に依ってではなく、選拔する人物の如何に係わるとの觀點からの肯定である。制度の缺陷ではなく運用する人に問題があるのであるから、ここで改革を行なっても必ず再び修正を迫られる。それならば舊制を維持するに如くはない、というのである。或いは、文詞の士と經藝の士は異なるが、利祿で誘われて德性から離れる點では同じだとも言う。要するに一定の制度で人材を得ることの限界を認め、頻繁な制度變更が齎す弊害の方を強調するのである。諧謔を喜んだという劉攽は軾と親しく、議論の展開もよく似ており、詩賦の士と經義の士のどちらが政治に有用か、という生眞面目な建前論こそ無用だとする論法なのである。このように「新義の學」の擔い手が全て試經義を支持したわけではないが、大勢としてみるならば、新儒學興隆を科擧改革の背景に想定して差し支えないであろう。

詩賦に替えて經義を問い、しかも注疏に拘わる必要がないとなれば、各人の新義が百出する可能性がある。採點する側は何をもって基準とするか。ここに王安石『三經新義』の問題が出てくるのだが、それは後節で檢討することにして、次に試經義採用が現實の科場にどのような結果を齎したかをみよう。貢擧改革後、初めての解試、省試は熙寧五、六年に行われるが、實はそこでの結果を豫見させるような事態が、既に熙寧三年の殿試で起っていた。前年の貢擧論議に力を得たからであろう、神宗は從來、詩賦論の三題で行なわれていた御試を、このとき策問に替えたのである。この變更は突然のことであったらしく、準備にあたった係官は、奏名進士が席に着くといつものように禮部の韻書を配ったと言われる。(8) も

っとも神宗は執政に制策を示しながら「對策で人材を網羅できるとは思わぬが、詩賦よりはましであろう」と辯解じみた言葉を發しており、蘇軾らの論議に影響された様子もみえる。突然の試題變更は受驗者を驚かせたが、採點する側も混亂した。司馬光の『日記』によると、このときの考官は、初考官が韓維と呂惠卿、覆考官が宋敏求と劉攽、詳定官が吳充と陳襄、編排官が李大臨と蘇軾、面讀官が陳升之であり、かれらの閒で葉祖洽の評價が大きく分れたのであった。(9) すなわち初考は三等上としたが、覆考で宋敏求、劉攽が五等中に降し、編排官は第三とし、神宗が陳升之に面讀させ漸く狀元に決定した。或いは祖洽を第一に推したのは呂惠卿ともいう。(10) この評價の差が主に新法政策に對する立場の違いから生じたことは容易に想像がつく。祖洽の對策中「祖宗以來、今に至るに紀綱法度、苟簡因循にして擧げざる者、誠に少きと爲さず」「忠智豪傑の臣と合謀して之れを鼎新す」などの語句は、時政に阿諛したものと非難され、かれの本傳（『宋史』三五四）は、「性、狠愎、諛附を喜ぶ」「牟利、贖貨を以って聞こゆ」など惡評に滿ちているが、對策の內容は新法派にとって歡迎すべきものであったに違いない。時の政治に有用な人材を得るために策問を採用する以上、科擧が政爭に直接卷き込まれる事態は避け難いが、司馬光の述べる結論、「阿時する者多く高等に在り、訐直なる者多く下陳に在り」(11) との評價については、少し附け加えておきたいことがある。

劉攽とともに祖洽の黜落を主張した蘇軾は御試の最終結果が出ると、「擬進士對御試策」を書いて不滿の意を表明した。(12) その「表」の中で、擧人が廷試改革の眞意を理解せず、直言を避け「阿諛順旨」の者が上位合格している。科擧の答案は世論への影響が大きくこうした事態は坐視できないとし、そこで「模範答案」を書いて「當世の切務」を陳べるので天子は直言を容れて欲しい、と執筆の動機を述べている。その上で、策問の一句一句を引用しつつ自分の考えを披瀝してゆくが、それは新法遂行のための政治機構から始まり、青苗法、均輸法などこの時點で行なわれていた新法の諸政策、更には爲政者の政治姿勢まで、新法體制を眞正面から全面的に批判した內容となっている。御試策に擬するという形を借りて、より大きな政治效果を狙った新手の新法批判とも理解できるが、同時に「阿諛順旨」の葉祖洽批判であったことは誰

の目にも明らかであったろう。軾は前年の秋に、國學解試の試官として安石專權を風刺する策問を出題しており、學校貢舉の議以來、何かにつけての改革批判は安石を痛く刺激していたが、それはさて措き、その軾が後半、葉祖洽への彈劾に、辯護とはいえないが異議を唱えたことがある。元祐二年十月、祖洽を兵部員外郎から集賢校理禮部郎中に昇進させる命に對し、給事中趙君錫が、曾て對策において宗廟を譏訕した人物であるとの理由で反對をした。このとき軾は劉攽とともに祖洽の對策を引用しつつ、學術淺暗で議論乖繆と言うべきで宗廟譏訕は誤りだと主張したのである（參定葉祖洽廷試策狀『文集』二八　奏議）。同じ第二狀では祖洽が對策中の、都合の惡い部分を隱して自己辯護していると述べ、相變わらず嚴しく對しているが、軾、攽の態度から、この時代の批判、彈劾は、激しい言葉遣いにもかかわらず、批判する對象を客觀的にみようとする餘裕のあったことを知り得る。「時政に阿諛した」か否かは、立場の違いで全く逆の評價になるが、いずれにしてもそうした中での批判であったことに注意しておきたい。

ところで、この熙寧三年の科舉に省元、殿試は第五で合格した陸佃の御試對策が存している（『陶山集』九）。陸佃は安石の經學上の弟子と言われ、小論においても動向の氣になる人物の一人であるが、列傳（『宋史』三四三）に記された行狀とこの對策を比べると、先の司馬光の評語はある意味で肯定できるように思われてくる。陸佃、字は農師、越州山陰の人。南宋の詩人陸游はその孫である。本傳によれば、若い頃、貧困の中で苦學し、金陵に赴いて安石から經を授けられた。やがて應舉のため上京し、新政について問われると、「法、善からざるに非ず。但し推行、初意の如き能わず、還て民を擾すを爲す。青苗の如きは是れなり」と答え、安石を驚かせた。登第後、安石は「佃、己に附せざるを以って、專ら之れに經術を付し、復た咨るに政を以ってせず」と、學術上の弟子として遇したとある。安石の學問と人となりを理解し、新法の理念については贊同しつつも、その實施については批判的であったのである。その陸佃の對策はどうであったのか。まず策問を要約すると、詩、書にみえる三代の治を實現するために、現今の政治が抱える問題の解決策及びその施行の次第を述べよ、というものである。自由課題に近いこの設問に對し、陸佃の對策は、前半で古典を引用しながら理想的な政治

が行なわれる狀態について說明し、後半、これに近い狀況が唐にはみられたとして律令官制、均田制などに觸れつつ、今、爲すべきことを述べてゆく、論は終始抽象的で具體性に乏しいが、その中の「陛下の意、至誠、惻怛求治の志有り。而して其の創設の法、又た已に良し」という新法肯定の語句は、上京の折、安石に述べた言葉と素直に結びつかない。確かに新法實施を特に褒めているわけではなく、續けて、良法であるから着實に、愼重に、人材を得て實施せよと述べるのであるから、先の言葉と大きく乖離してはいない。しかし實施されている新法への批判めいた言辭は一切書かれていない。蘇軾のような激烈な批判はむろん期待できないが、問題の核心がどこにあるか適確に把握していたと思われる陸佃の答案にそうした記述が全くみられないことは、やはり對策という場が筆先を鈍らせた結果であろう。南宋初、曾慥の「熙寧、殿試改めて策を用い、詩賦に比べ有用と謂うは、知らず、士人、得失を計り較べ、豈敢えて時政を極言し、自ら黜落を取らんや」（『高齋漫錄』）との評は、概ね妥當と言うべきであろう。そしてこうした事情は、試經義においても同樣であったと考えられる。

(二) 試經義と科場

試經義採用の影響の第一は、科場に太學の師弟關係が持ち込まれたことである。熙寧五年の秋試を前に、知制誥兼判禮部貢院の王益柔は、本經を五道、論語、孟子を各三道に減ずるよう要請し（『長編』二三四　六月癸亥）、林希『野史』（『長編』二三七　八月戊戌の條所引）に據れば、願いは入れられたという。この經義問題數削減について林希は、以前から安石の子雱に從學していた外舍生練亨甫が、太學春試に下等の成績であったことが切っ掛けであると指摘している。優等を豫想していた安石は、管勾國子監張琥らを詰問して亨甫が九問しか解答できなかったことを知り、出題數を五問に削減したというのである。亨甫はその結果、秋試を一位で通過した。事の眞僞はともかく、この話は、安石父子の門生と太學、科擧の關係をよく示している。熙寧四年十月、貢擧改革に續けて太學に三舍法が施行され、學術、品行の卓越した學生を拔

擢、除官する旨が明示された（『長編』二二七　十月戊辰）。(13) その最初のケースとして太學生葉適が進士及第を賜わり、試校書郎睦州推官鄆州州學教授となったのが五年八月である。後述するように、當時の學官は、安石の門人、友人が多く、學官の縁故が合格の早道と、受驗者は太學に走った。葉適の任官はこの傾向を一層助長したことであろう。前記『野史』は、五年の秋試に、國子監解試の合格者一五〇人中、一三〇人が、同じく開封府試二六〇人中、二〇〇餘人が諸家門生であったと記す。直講らは「此れ自り科擧を罷め、但、太學春秋兩試を用い、上等を占むる所、葉適の如く、直ちに除するに官を以ってせん」と豪語したと言う。しかも熙寧八年、開封府解額三三五名、太學解額一六〇名は「通計取人」、すなわち開封府、太學の受驗生を一グループにして成績順に上から四九五名を合格とした後、元豐二年、再び府・學解額を分離し、今度は開封府一〇〇名に對し、太學は五〇〇名と、大量の割り當てを得た（『長編』三〇一　元豐二年十二月戊戌）。まさに林希の言うように「是に於て士心惶懼し、惟、諸學の門に出づを得ざるを恐る」狀況が出現した。これに對して御史黄廉は、試驗官が自分と同じ見解の答案に甘くなるのは人情であるから、學官を試驗官に任命する慣例を止めるよう提言するなど（『長編』二九〇　元豐元年七月丁酉）、政府としても太學の師弟關係への對策を考えねばならなくなった。元豐二年の太學の獄は、こうした狀況の中で起ったのである。そこで試經義採用の影響の第二に、太學の肅正を考えてみる。

獄の發端は、元豐元年十二月、建州鄉貢進士虞蕃が登聞鼓を叩き、太學の現狀を告發したことにある。(14) 蕃は、講官が太學の試驗で不正を行ない、學生の及落が情實によってなされているとし、更に習學狀況について、天子が夜明け前から政務に勵んでいるのに講官は十時にならぬと出講せず、十二時にはもう退出し、しかも休講が多い。天子は激務のなかなお數年ならずして詩經を讀了しているのに講官は周禮を講ずるに七年かかってやっと四卷までである。また道德の中心だとして必修にした論語、孟子は未だに講讀が始まらない云々、と事細かに彈奏した。この上書を重視した神宗は開封府に調査を命じ、やがて案件は御史臺に移され、二年五月、參知政事元絳が、族孫伯虎の太學內舍生への升補を學官に賴み込んだ責を問われて知亳州に轉出させられたのを皮切りに、十一月まで二二名が處罰される事態に發展した。この中には學生

から竹簟、陶器を贈られ、内舎生の升補に不正があるとされた管勾國子監沈季長、屬官の監督不行屆を責められた判國子監黄履及び生員張育から銀、綾を受けたとされた龔原ら五名の直講が含まれ、後節でみるように安石門下の名前が數多く擧っている。(15) 劉摯の言によると、この事件に關連して嚴しく追求された者は侍從から州縣學子に至るまで無慮數百千、遠くは閩吳の地まで及んだというが、かれ自身は起獄に批判的であった。虞蕃の上書は科學落第の怨みが動機で、御史の推治も勘官何正臣らが成績を上げるため殊更苛酷になったとし、學官が學生から贈物を受けたことは確かに嚴密には法律違反だが、それらも茶藥紙筆など弟子が師に見える禮の範圍内であり、贓罪にするのは誤りだと寃罪を強く主張した(『忠肅集』四　論太學獄奏)。同様の見解は、獄の前に太學を離れ、經筵に侍していた陸佃が神宗に語った言葉の中にもみえている(『長編』三二六　元豐五年五月癸未の條割注)。新舊兩黨派から辯護されていることは興味深い。確證はないが、新法黨の反安石派が關係している可能性も捨てきれない。しかし起獄、推治の實情はどうであれ、元豐二年十二月に太學三舍・選・察・升補の法が整備され、永年の懸案であった取士と養士の一致に向けて、學制を正に始動させようとしていた時期だけに、太學の肅正は十分必然性があったと思われる。特に考官の主觀が入りやすい經義、論、策を試題とした以上、情實による弊害はその芽から摘みとっておかねばならない。獄は不可避であったと言ってもよいであろう。この結果、學官、學生の面會禁止のような行き過ぎた規定(16)も作られたが、「士子奔競の風、少しく挫かる」(『東軒筆錄』六)狀況が生まれたという。

經義試題をめぐる問題の最後に、本經の合格率について一言しておく。應試者は五經から一經を選擇するのだが、各經の及第者數はどのように調整されていたのであろうか。『長編』二三四　熙寧五年六月癸亥、四場制を述べる記事中に「試官、一人の試卷毎に、各々一場を分ち考校し、考畢れば衆官、高下去留を參定す」とあり、四場それぞれ別に採點し、それら採點官(衆官)が集議して合否順位を決めている。從來の通場去留制であろう。これであると、各經合格者數が不均等になる恐れがある。元豐元年、御史黄廉は、この是正を求めた。かれの指摘によれば、熙寧八年の解試は逐經發解の人數が均しくなく、別試所の例で言うと、詩經を治めた者が四～五割合格しているのに、書經は僅か一割であった。

そこで「今自り、逐經内にて各々取人の分數を定めん」と乞うたのである（『會要』選擧三　七月二十五日、『長編』二九〇　七月丁酉）。

この上言に對する詔が前後して二つ出された。一つは、黄廉の言に續いて記される「詔す。今自り在京發解並に南省考試、詩・易は各々三分を取り、書は二分、周禮・禮記は二分を通取す」であり、もう一つは、八月十三日の詔「在京發解の進士、試に入る人數に據り解額を立定す。治むる所の經に隨い十分を以って率と爲し、均しく之れを取れ。禮部、此れに準ず」（『長編』二九一　八月甲寅）という在京解試、省試の各經合格率を均しくするという措置である。「逐經均取」の後者が、その後の原則になったと思われるが、とすれば前者はどう理解すればよいのであろうか。『通考』三一には同文を「……詩・易は悉く三分を占め、書は二分、周禮・禮記は通じて二分」と記し、この分數が解額、省額に占める各經合格人數の割合であることを示している。もっとも『會要』『長編』の記述でも詩・易を「各取」、二禮を「通取」と區別しているから、分數をもし各經内の合格率とするとこの區別は意味がなくなる。やはり合格者總數に占める各經の割合である。恐らく熙寧八年の解試の各經應試者數を分母にすると、その分數でほぼ均等となったのであろうが、八月十三日になり各經ごとの合格率を均しくすることに變えたのであろう。その後、元豐四年十二月、知諫院朱服が「分經均取」の法を罷め、五經全問の答案を合わせ「義理文辭を以って高下去留と爲す」よう要請したが容れられなかった（『長編』三二一十二月甲寅）。ところが合格率を均しくしても經による應試者數の偏りは無視できぬ程となり、特に周禮、禮記が敬遠されたため、特例として他經の倍の合格率にした（『長編』二九九　元豐二年八月辛酉）。後の時代になるが、南宋の紹興年間、經義進士の禮記、周禮の應募者が少く、對應に苦慮している記事などを目にすると禮の不人氣は後世まで續いていたようである。(17)

以上、詩賦、帖經、墨義から經義、論、策への變化が惹き起した幾つかの問題をみてきた。「客觀試驗」から「主觀試驗」への變更とも言える安石の改革は、出題者や採點者の考えが直接合否に影響を與えることになりかねないため、様々

の問題を抱えていたと言えよう。(18)

(三) 諸科廢止と五路對策

次に改革事項の第二點、明經・諸科の廢止についてみる。安石の劄子に「明經及び諸科は廢罷を行ない、元解せる明經の人數を取り、增して進士を解せんことを欲す。一次の科場を俟つを更るに及びては、諸科新人の應擧を許さず、漸く進士に改習せしめん」と述べる事柄である。明經は熙寧五年の解試から卽廢止、その他の諸科は、一回を從來通りの規定で行ない、熙寧八年の解試からは新規受驗を認めず、それ迄諸科に應じたことのある者だけに受驗を許すという漸減策がとられた。廢止された明經諸科の解額、省額は進士に充當するが、移行措置を伴う諸科の場合、具體的にどう對處したのか、貢擧新制の記述が斷片に過ぎるためよくわからない。ここではその大略を紹介するにとどめ、詳細は後考を待つ。(19) まず解試は、熙寧二年の明經發解數を進士に回し、擧人（進士科受驗者か）が熙寧二年より多い場合は十人增すごとに諸科の解額一名を進士に回す。但し諸科解額が三人に及ばぬ處は舊に依るを許す。また明經合格者の無い處は、進士科應募者が二十人增すごとに諸科の解額一名を進士に回す。次に禮部奏名では、諸科の解額（省額?）の十分の三を進士省額に回し、京東・陝西・河北・河東・京西の全ての進士と開封府・國子監及び諸路の諸科から進士科に變更した進士は別枠で考査する。安石の言を參照すると、新たに進士科に回した、諸科省額の十分の三がその特別枠に當ると思われる。

明經とは、仁宗嘉祐二年十二月に設置された所謂「嘉祐明經科」のことで、諸科の一つであるが、記誦ばかりが問われる從來の諸科に對し、經義を問うことで士人に經典の習得を促そうとしたものである。經を大・中・小の三經に分け、大經は禮記、左傳、中經は毛詩、周禮、儀禮、小經は周易、尙書、穀梁傳、公羊傳とし、大中小經より一經づつ選擇させ、三經から墨義、大義各十道（三年三月に二十道に改める）、論語、孝經から帖經十道、策三道を八場に分けて課した。(20) 當時、開封府、國子監の解額は、進士科がそれぞれ二一〇名、一〇〇名、諸科が一六〇名、一五名であったのに對し、明經に割

り當てられた額は各一〇名と多くはなかった。それでも明經科設置は「新義の學」の擔い手たちに大きな希望を抱かせた。胡瑗の弟子徐積は、侍御史趙抃への書簡の中で「議論する者、以爲らく、此の科、之れを行なうこと十年にして古人の學、以って復すべし、而して雕蟲篆刻の學、以って廢すべし。此れ豈天下の福に非ざるや。豈萬世の福に非ざるや」と明經への期待を述べている。(21) このように明經科は應試者に記誦ではなく經義を要求して設けられた科目であり、目的において改革後の進士科と重複するので、卽廢止され解額は進士科に回されたのである。

明經に對し、從來の諸科の取扱いはそう簡單ではなかった。この問題は、安石の提議の第三點、五路對策と密接に關連しているので、以下併わせて考える。

段階的にせよ諸科が廢止されることは、特に北方の士人にとって大きな打擊であった。當時の論議の中で、たびたび繰り返されるテーマに、南人が進士合格者の多數を占める地域的不均衡をどう解消するかというものがある。(22) 熙寧二年三月、今回の改革の發端となった輔臣との對話の中で神宗も、「西北の人材多く廢さる」と述べ、その善處を要求している。言うまでもなく、時人の認識は「進士の擧業文賦、唯、閩蜀・江浙の人の長ずる所。南省に至れば則ち西北の人と一處に糊名通考す。故に西北の人、進むを得る者少し」(范純仁 上神宗乞設特擧之科分路考校取『國朝諸臣奏議』八〇) と、南人は詩文に巧みであるから進士合格者が多い、というものである。その結果「東南の進士、西北の諸科、則ち數は略ぼ相埒(ひとし)」(孫覺註(4)參照) と言われていた。從って詩賦の南人に對し經學の北人と考えれば、進士科試題の詩賦から經義への變更と、諸科の廢止は、南人、北人雙方の利害を相殺する措置と理解できないこともない。(23) しかし實情は全く違っていた。その間の事情は神宗と側近の對話から窺える。

『長編』二二三　熙寧四年五月丙申の條には、京東の兵が精悍であること、士大夫に法令を習熟させる必要があることなどを論ずる神宗、文彥博、吳充らの言を載せるが、その中で、京東の學への論及がある。すなわち文彥博は「齊・魯の諸生、常に誦經を以って業と爲す。近ごろ朝廷、科場を釐改するを聞くも、此の輩、未だ遽に業とする所を改む能わざる

を恐る。必ず失職の憂い有らん」と言い、また吳充も「齊・魯專經の學、誦書の外、其の他を知らず。登第の後、官政人事に至りては漫として通曉せず」と述べる。山東の經學は、實のところ記誦の學に過ぎないというのである。更に『長編』二三三　熙寧五年五月甲午の條では、神宗、馮京、王安石が「西北人」について論評した折、ここでも北人が科學學校の新制に適應し難いことを話題にしている。安石は「西北の人、舊、學究爲り。習う所、義理無し。今、改めて進士と爲し、習う所、義理有り。學究を以って進士と爲すは、士人に於て悅ばざると爲さず。義理無きを去りて義理有るに就くは、習う所に於て善らざると爲さず。其の舊、合に放つべき解額は並に本路に還し、東南の士人、侵奪する能わざれば、士人に於て乃ち損う所無し。云々」と、北人にとって今回の改革は、決して不利でないと力說したが、馮京は「西北の人、魯にして變じ難し」と一蹴している。安石も結局、諸科を進士科に變えてゆくには、當初三～四割が變われば よく、殘りは徐々でよい。舊を新に革めるということは、十年後にその效果が現われればよいのだ、と氣長に構える發言をしている。要するに當時の一般的認識は、北人の經學とは「經義に通じない記誦の學」（前揭孫覺奏議）だというものであり、諸科廢止は、進士科の經義採用で相殺されるものではなかった。とすれば、廢止に對し華北士人の抵抗が豫想されるのだが、史料にあまりそうした動きは出てこない。僅かに熙寧八年八月の科場で、國學、開封府諸科學人孫義らが廢止に抗議して騷ぎ、首謀者が受驗停止一回の處分を受けた記事が目をひく程度である（『長編』二六七　八月庚戌）。

熙寧八年以降諸科の新規應募を認めない、との規定は、全體として嚴格に運用されたらしく、元豐八年には、濟、博、棣三州の諸科學人が、三州の解額は、進士に回された殘りも全て新科明法科に充當され、諸科に合格しても解發の枠がないと訴えている。その結果、舊諸科解額の十分の一を「舊人」のための枠として殘すよう決められた（『會要』選擧一五　同年二月十八日）。このように大きな混亂もなく諸科が廢止された理由は、何といっても「記誦の學」批判が一般の風潮にまでなっていたからであろう。それに加えて安石の段階的解消策と華北への救濟手當が一定の效果を擧げたからであろうと考えられる。以前から河北、河東、陝西三路の進士特奏名は、他路より一擧を減ずる特典が與えられており（『會要』選

舉三　嘉祐八年三月五日など）、朝廷の華北對策には傳統があった。今回は、諸路の諸科から進士科へ變更した舉人を含むとはいえ、五路の禮部奏名額を別枠で規定したのであるから、嘗て司馬光が提議した路ごとに奏名額を決めよとの案（『司馬文正公傳家集』三三　貢院乞逐路取人狀）に近かったことになる。また熙寧五年以前の明經諸科舉人のために、斷案、律義を課す新科明法科が新たに設けられ、神宗朝の法官重視策とも重なりつつ進士科に改應できぬ「舊人」にもう一つの救濟手段が講じられていた。（補注）この科目は熙寧九年に三九名、元豐二年には一四六名の正奏名合格者を出したが、元豐二年九月、五路の禮部奏名特別枠に組み込まれ、特典の意味はやや失われたと考えられる。(24)

また安石の五路對策として見過せぬものに學官の派遣がある。貢舉新制によると、一般の學官が、兩制、兩省、館閣、臺諫臣僚の推薦に基づき、中書が現任の京朝官、選人から路官として堂除し本州教授を兼任させるのに對し、五路への學官派遣には特別規定を設けてある。まず、他路に先驅け、中書が路ごとに三～五人を選差するが、選任の對象は現任官僚に限らず、布衣でも經術行誼が相應しければ權教授として任命し、下縣主簿尉の俸を與える。自發的な應募も認め、三年の任終了後、五人の推舉があれば、本州の判司、主簿尉に堂除し再び教授を兼ねさせる。經術行誼が特に秀れた者は一足飛びに官に除し教授とする、というものである。この優遇策は、安石が、五路の士人を記誦の學から經義の學に向わせようという先の言葉を具體的施策によって裏附けていたことを意味する。その上、熙寧四年七月には、國子監直講に缺員の生じた場合は、五路の學官内から選差するとの詔が降され（『長編』二二五　七月辛亥）、中央への道が優先的に開かれた。なお、二月の規定により四年三月、まず陸佃らが五路學官に任命されたことは、西北で安石「義理の學」が逸早く講じられたことを示唆する。(25)

このような五路優遇策には、やがて批判が出てくる。その理由の一つに、五路の舉人が低學力で合格してくることへの反感があった。王明清『揮麈錄』前錄三には、元豐五年の「黄道夫（裳）牓、傳臚して第四甲党鏄の卷子に至る。神宗、大笑して曰く、此の人、何に由りて省を過ぐるや。知舉舒信道（亶）對えるに以って、五路の人、分數を用って取り、末

名にて省を過ぐ、と。上、命じて降し第五甲末と作す」との逸話を記すが、五路の特別枠でかろうじて合格した党錮の例はその典型であったろう。しかし何といっても批判の主要な原因は、應試者全體からみた南北の合格率の差である。從來から解試の段階で、受驗者が殺到する南人の合格率が北人に比べ極端に低いことが問題にされてきたが、元豐八年、陸佃も四川、兩浙、福建、江南の解額を增すことを主張し、五路は五、六人に一人の合格に對し、川、浙、福建、江南は五、六十人に一人だ、と述べている（『陶山集』四　乞添川、浙、福建、江南等路進士解名劄子）。解額の不均等をそのままにして五路禮部奏名を特別枠とすれば、當然「濫取」の批判が出てくる。次の哲宗朝の元祐五年になって、この枠の見直しが圖られ（『會要』選擧三　十二月十八日）、紹聖四年、五路禮部奏名額は、十分の三が開封府、國子監、諸路の進士と通取、二分を五路が通取、殘りの五分は國子監が自取と、五路優遇は大幅に後退し（『會要』選擧一四　二月四日、『通考』四二　紹聖年間）、この問題は實質的に結着がついた。

このように明經諸科の廢止は、華北士人に及ぼす影響の大きさにもかかわらず、比較的スムーズに行なわれた。それは記誦の學に對する一般の冷淡な態度に加えて、廢止の代償として新科明法科を設置したり、五路進士奏名額を特別枠にして一定の合格者を保證するなど適切な對處がなされたからであると推測してみた。しかし安石が主張した肝心の、「記誦の士」から「經義の士」への移行は、神宗朝に限って言えば、特に目的を達したと思わせる史料は見當らないのである。

二　三經新義編纂

三經新義の編纂は、今回の科擧改革の必然的結果とも言える。固より三經新義は、安石の思想、學問全體を把握する中で論じなければならないが、今、その餘裕はない。極く表面的に編纂過程を追いつつ、最後に貢擧改革との關連を若干述べてみたい。(26)

既に熙寧二年四月の詔で、神宗は「道德を一にする」必要を述べていたが、五年正月、學官採用の試驗結果を報告した

安石に「經術、今、人人乖異す。何を以って道德を一にせん。卿、著わす所有らば以って頒行し、學者をして一に定めしめよ」と、王學が學問と政治の世界にあって規準の役割を果すよう促した。安石は、詩經については、自分と打合せをしながら門人の陸佃、沈季長が「義」を作成している旨、答えている（『長編』二二九　正月戊戌）。こうした事態を豫想して、安石は早くから準備していたのであろう。(27)

正式な經義局の設置は、翌六年三月、試經義による最初の科擧が行なわれたときのことである。提擧に安石、修撰が呂惠卿、同修撰に安石の長子雱が任命された。また呂惠卿の弟升卿も檢討に任ぜられたが、一週間も經たぬうちに「經義は長ずる所に非ず」との理由で外任を命ぜられている（『長編』二四三　三月庚午、同二四四　四月乙亥）。升卿はその後、安石が一時知江寧府として京師を離れていた七年五月、崇政殿說書を拜し神宗の侍講となったが、『長編』は「升卿、素より學術無し。進講する毎に多く經を舍て、財穀の利害、營繕等の事を談ず。上、時に經義を以ってすれば、升卿、對うる能わず」と、相變わらず無能振りを發揮したことを記す。(28) しかし同年九月には同修撰として經義局に復歸した（『長編』二五六　九月庚子）。以上のトップ人事に對し、安石の政治手法がよく表われているのが若手の大膽な起用である。まず六年四月、貢擧新制による初めての及第者の中からいきなり六名を檢討官に任命した（『長編』二四四　四月壬辰）。狀元の余中、省元の邵剛及び朱服、葉唐懿、葉杖、練亨甫である。因にかれらの本籍は、余中、邵剛が常州、朱服が湖州、葉唐懿が南劍州、葉杖、練亨甫が建州というように浙西、福建から各三名となっており、呂惠卿、升卿兄弟も泉州であることなど、福建出身者が目につく。更に布衣からも檢討官を任命している。洪州進士徐禧及び出身不明の吳著と陶臨である。(29) 徐禧はこの後、安石が若手の新法派官僚をプールし實務經驗を積ませるため設けた中書五房習學公事の戶房習學公事に任命された（『長編』二四八　六年十二月庚辰）。(30) ほかに七年五月、檢討官となった曾旼、劉涇、劉谷の名がみえるが、かれらは呂氏兄弟の人事色が濃い（『長編』二五三　五月甲辰、同輯本二六四　八年五月丁亥）。

こうしたスタッフによって編纂は進められたが、新義に關わったもう一つの有力なグループに、安石の門人及び門人が

中心となっていた學官の存在がある。熙寧四年十月の太學整備後、學官に對する審査が嚴しくなり、十一月には安石門下が占めるようになっていた。直講の在任期間は特定できない場合が多く、姓名のみ列擧すると、陸佃、龔原、黎宗孟、葉燾、沈季長、曾肇らとなる。(31)『長編』二四四　熙寧六年四月辛卯に、呂惠卿の言として「修撰國子監經義乞うらく、直講をして月に兩員を輪し、本經口義二卷を供せしめんことを」とあり裁可されていることから、學官は單なる編集スタッフ以上の、新義の內容に影響を及ぼし得る立場にあったといえる。また、先の內舍生陶臨が檢討に任命されたことは特例であるが、學生も編纂に與っていた節がある。それは、國子監上舍生顧襄、安惇、丁執古、虞賁、葉唐稷が新義完成後の八年十月、免解或いは免禮部試の特典を賜わっており、李燾は、經義局がその理由だろうと注しているからである（『長編』二六九　十月甲辰）。(32)

六年三月から正式に始められた編纂は、途中、七年四月から八年二月までの安石が知江寧府に轉出した時期も續けられ、八年六月に一應の完成をみた。安石は、余中らが江寧府に赴くとき隨行吏人に食錢と驛料を給するよう願っているので（『長編』二五三　七年五月癸卯）、京師と江寧の閒を打合せの檢討官が往き來し、安石の指示を仰いでいたのであろう。しかしその閒、病いで入朝できない王雱も父に從い京師を留守にしており、呂惠卿が同提擧、升卿が同修撰を授けられ實質的に編纂を主宰した。雱の詩義を改刪したのはこのときのことである（『長編』二五二　七年四月庚寅）。

三經新義完成後の動きを追うと、六月十九日、詩・書・周禮義の副本が國子監に送られ、約一千部印刷することになり、二十一日には、安石、惠卿、雱、升卿に加官の推恩が施された。(33)續いて二十四日、安石は三經新義の序を奉ずる。以前、神宗を文王に譬え僭越だとして神宗に書き換えを求められた序文である。今度は受け入れられ三經義解の首に置かれることになった（『長編』二六五　六月甲寅）。次いで七月に入ると十一日に檢討官は一官を轉じ、選人は兩資を循じ、學人は絹五十匹を賜わる酬奬を受けた。十三日、新修經義が宗室、太學、諸州府學に配布され（『長編』二六六）、また二十一日には杭州と成都府轉運司での印刷が決められた（『長編』二六六　七月辛巳）。

おおよそ以上のような經過で新義は刊行されたが、熙寧八年九月になって、安石は詩義の改定と詩序に呂升卿の解を用いることを願い出て許されている。安石、雱の原稿を惠卿、升卿が改竄したというのが理由であった。(34) 十二月、安石は再撰した關雎義解などを上呈し、これも國子監にて刊行された（『長編』二七一　十二月辛亥）。その後、江寧に引退してからも新義に手を入れつづけ、元豐三年には、三經の誤字改定を願い、やはり國子監にて修訂された。(35) 晩年の安石は、三經新義の改定と字說の編纂に意を注いでいたのである。

こうして王學は、刊行された三經新義を中心に、科擧を志す士人らに壓倒的影響力を及ぼすようになる。南宋の晁公武、陳振孫は、熙寧八年、新義成ってより王學は「獨り世に行なわるること六十年」と述べているが、その影響は北宋に止まらず南宋初め、かなりの時期に亙ると考えるべきであろう。(36) 今、參考までに『通考』一七六以降の經籍考から、王學派の著作で特に科場との關連が記される書名を拔き出すと以下のようである。王安石『易解』二〇卷及び龔原、耿南仲の註易各二〇卷（紹聖以降の科場）。『新經尙書』一三卷、『新經詩義』三〇卷、『新經周禮義』二二卷（共に熙寧八年以降）、三經新義のうち書は王雱撰、詩は辭を雱が、義を安石が訓じ、周禮は安石撰。王昭禹『周禮詳解』四〇卷。方慤『禮記解』二〇卷（政和以降）、方書とともに朱熹から高く評價されている馬希望『禮記解』七〇卷も恐らく科場に影響力をもったであろう。王安石『論語解』一〇卷、王雱『口義』一〇卷、陳祥道『論語（全解）』一〇卷（紹聖以降）。王安石、王雱、許允成『孟子解』四二卷（崇寧、大觀年閒）。北宋末までに、試經義の本經、兼經七經の全てに王學の解說書が出揃った樣子が窺える。

むろん王學は科場のみで問題にされていたわけではない。元祐年閒、舊法黨が政權を占めたとき、時流に阿ねて太學生の三經新義學習を禁じようとした國子司業黃隱が、舊法黨の劉摯や呂陶から手嚴しく彈劾され、或いは字說の禁止にもかかわらず、三經新義は古注疏や諸家の說とともに依然、科場での引用を認められたことは、(37) 王學が當時の思想界に占めていた位置を十分推測せしめる。しかし、宋代新儒學擡頭の中、諸家に先んじて王學が官學の地位を獲得し、しかもそれが

地味な講學活動など學派の裾野を廣げた結果としてではなく、上からの力でいきなり科場の唯一の規準となったことは、王學派の將來に決定的な惡影響を及ぼしたと言えるのではないか。安石個人の眞摯な學究態度を傳える話は、筆記類に數多く見いだせる。例えば三十代後半の知常州時代、經書の研究に沒頭して片時も書物を手離さず、宴會の最中でも易の解釋に夢中であった話。(38) 或いは世間で言われるように注疏を決して輕んじたわけではなく、陸佃の話によると安石手澤の『毛詩正義』は、朝夕手元から離さず字の大半は讀めぬまで擦り切れていたこと(陸游『老學庵筆記』一)、など精勵振りは有名であった。從って安石の學問を批判する者も、前提としてその深遠さは認めざるを得なかったのである(孫升『孫公談圃』中)。しかし官學化は、こうした安石個人の學問への態度やその內容を片隅に追いやってしまう程の、激しい現實的欲望の渦の中に王學を卷き込んでしまった。人々は榮達を求め競って安石門下を稱したが、この門生は政權が變わるたびに門生であったり、なくなったりする不確實で巨大な人の波に過ぎなかった(王闢之『澠水燕談錄』一〇)。またたとえ學問上の發言をしようとする者も、王學の枠內で自說を展開しなければならないので、勢い新奇を追うことになる(徐度『却掃編』中)。更に科場では本經を一經選擇すればよいため、士人は以前のように經全體を讀まなくなっていた。元符、建中靖國年閒、杭州州學敎授であった姚祐が、學生に易義を出題したとき、「乾爲金、坤又爲金、何也」と「釜」字を「金」と誤って問うた有名な話がある。これを記す諸書は、學生の指摘したように敎授が麻沙本を使っていたため起きた誤りとするが、葉夢得『石林燕語』は、少し違った見方を附け加えている。「經術改めて自り、人の子に敎える者、往往にして一經を以って之れに授け、他經、縱え讀むも亦た精なる能わず。其れ之れを敎える者も亦た未だ必ずしも皆な五經を讀まず。故に經書の正文と雖も亦た遺誤多し」と、その背景に一經のみ習熟すればよしとする風潮が敎官にも及んでいたからだと述べている。(39)

自分の選擇した本經を學習するのみで、それも王學の章句を丸暗記するか徒に新奇を求める大量の士人の出現。しかもかれらは時の政權の動向で定見なく搖れ動く。安石が晚年、「學究を變じて秀才と爲さんと欲するも、秀才を變じて學究

と爲すは謂ざりき」と嘆いたとしても不思議ではない（陳師道『後山叢談』一）。

これらの逸話がどこまで事實なのか明らかではない。しかし確かなことは、これが宋人の目に映った王學と王學派の姿であるということである。

おわりに

安石の貢舉改革は、政治に有爲の人材を得るために行なわれた。より直接には、新法推進に不可缺な人材を求めるためであった。それは、どのように改革の理念を高く掲げても、それを遂行する官僚が陞官發財の價値觀から自由でなければ、改革の結果が意圖した方向と正反對になることは目にみえていたからであろう。しかし、宋人の殘した斷片的な史料は、その貢舉改革でさえも、事態は當初意圖した方向とは逆に展開しつつあることを示しているかのようである。

熙寧九年十月、安石は宰相を罷め判江寧府として金陵に戻った。翌十年六月には祠祿を賜わり、名實ともに隱退生活に入る。この金陵時代の安石に對し、時人は一箇のイメージをもつ。それは、驢馬に跨り、村僕を連れ、鍾山に遊ぶ超俗の士の姿である。元祐四年、陸佃を訪ねた李公麟は、かれのために「王荊公遊鍾山圖」を描きあげた。そこには驢馬に乘った安石の横に三人の村僕が、一人は經を持ち、一人は字說を抱き、一人が木の虎子を背負って描かれていた筈である。(40) 經は恐らく三經新義であろう。黃庭堅も同じく李公麟描く所の「荊公騎驢圖」に跋を書いている（『山谷題跋』三）。山谷はその畫に、字說の完成に打ち込む安石の姿をみている。金陵の安石が佛敎に熱心であったことはよく知られているが、同時に三經新義の修訂、字說の編纂にも情熱を注いでいた。その成果は、前節に述べた元豐三年の三經義誤字の改訂や元豐五年の字說進呈となって現われている。晚年に至るまで、自らの經學完成を求めて已まなかった安石であるが、その姿が超俗のイメージに昇華してしまっていることは、最早、王學の追求が「道德を一」にするという現實變革とは異なった次元の營みになっていたことを示唆するのである。

註

『續資治通鑑長編』―『長編』、『宋會要輯稿』―『會要』、『文獻通考』―『通考』と略記する。

(1) 『通考』は、この記事を熙寧二年に繫けているが、後にみるように科擧改革についての論議と新制の實施は分けて考えるべきである。

(2) 荒木敏一『宋代科擧制度研究』(同朋舍　一九六九)第四章科目、三四六頁以下。John W. Chaffee, *The Thorny Gates of Learning in Sung China*, Cambridge University Press, 1985, pp. 66―77.　張希清「論王安石的貢擧改革」(『北京大學學報』哲社版　一九八六―四)など。

(3) 『宋史』一五五　選擧一、科目上。

(4) 例えば熙寧元年六月の孫覺「論取士之弊宜有改更」は、自らの改正案を述べつつ、兩制、雜學士、待制以上、臺諫官、三館祕閣の臣僚に論議させるよう促している(『國朝諸臣奏議』八〇　儒學門貢擧上)。

(5) 各人の論は以下の書にみえる。司馬光　議貢擧狀(『司馬文正公傳家集』四〇)、韓維　議貢擧狀(『南陽集』二五)、蘇頌　議貢擧法(『蘇魏公文集』一五)、蘇軾　議學校貢擧狀(『經進東坡文集事略』二九)、呂公著　上神宗答詔論學校貢擧之法(『國朝諸臣奏議』七八　儒學門學校上)、劉攽　貢擧議(『彭城集』二四)、陳襄　議學校貢擧劄子(『古靈集』八)。蘇軾のものは文集など、いずれも熙寧四年正月の上奏とするが、『長編拾補』四が考證するように二年五月とすべきである。因に『諸臣奏議』は熙寧二年五月、直史館判官誥院のときとして同文を收錄している(なおこの時期の東坡史料については、竺沙雅章「『西樓帖』の東坡傳資料」〈『書論』二〇　一九八二〉を參照)。　小川環樹氏は、直接の證據はないとされながらも、これが「東坡の作であるかどうか、すこぶる疑わしい」とされる(『中國文明選二　蘇東坡集』解說　朝日新聞社　一九七二)。確かに內容上、一部、平生の軾の言動から納得しかねる箇所がある。しかし論の展開はいかにも蘇軾らしい機智に溢れたものであり、且つ主要部分の論旨は元祐以降の科擧に關する軾の諸上奏と一致する。そこから逆に、元祐以降の論を下敷にして創作したと考えられなくもないが、小論においては一應軾の論として考えることにする。また『玉海』一一六には程顥の上奏もこのときのものとして載せる。『河南程子文集』一に請修學校尊師儒取士劄子、及び『國朝諸臣奏議』七八　儒學門學校上に上神宗請修學校以爲王化之本として收められている文で、兩書とも熙寧元年の上書と注している。恐らく『玉海』の誤りであろうが、論の內容は應詔とすることも可能である。

(6) 嘉祐六年八月二十一日の論擧選狀(『司馬文正公傳家集』二〇)。

(7) 「正義」に對する新義については、土田健次郎「伊川易傳の思想」(『宋代の社會と文化』　汲古書院　一九八三)、同「胡瑗の學問――その性格と位置――」(『東洋の思想と宗教』一　一九八四)を參照。

(8) 荒木前揭書　二九八頁。詳細は『會要』選擧七　熙寧三年

三月八日。

(9) 『經進東坡文集事略』二一　擬進士廷試策表の割注に引かれた『司馬光日記』に據る。なお『日記』は面讀官を陳襄としているが、『綱目備要』一八など他の諸書に從い陳升之に改める。また祖洽の順位についても諸史料で多少の異同がある。

(10) 薛應旂『宋元資治通鑑』三二。

(11) 司馬光『日記』、畢沅『續資治通鑑』六七　など。なお『太平寶訓政事紀年』四　當該年の條は『編年』及び『事實類苑』を引いて、祖洽の同鄕黃履が側近として神宗の孟子愛讀を知り、祖洽に告げたため、孟子を多く引用して答案を書いたため第一となったとの話を載せる。

(12) 註(9)參照。

(13) より完備した規定は、元豐二年十二月、國子監敕式令並學令一四〇條として發布される。なおこの時期の國子監、太學の詳細は別稿にて考察することにし、ここでは行論に必要な限りで述べる。

(14) 『長編』二九五　元豐元年十二月乙巳。なお『東軒筆錄』六　太學の獄に關する項では蕃を饒州進士とする。

(15) 四名のほかは、孫諤、葉唐懿、元耆寧、沈銖、葉濟、許將、李君卿、蔡洵、王愈、周常、許懋、李寧、熊皋、陳襄、王沇之、余中、王沔之、范峒が處罰された（『長編』二九八～三〇一）。

(16) 『忠肅集』四　乞重修太學條制疏、『長編』三七四　元祐元年四月己丑　王巖叟の上言など。

(17) 近藤一成「南宋初期の王安石評價について」（『東洋史研究』三八―三　一九七九）。

(18) 熙寧九年の殿試において、第一甲に不適格な人物が入っていたという理由で初考官、覆考官各六名が罰銅の處分を受けたこと（『長編』二七三、二八〇。不適格な人物とは以前太學を追われたことのある曹將美のこと）、元豐五年の殿試にて結果的に狀元となった黃裳らを不當に低く評價したというので初考、覆考官各六名、詳定官三名がやはり罰銅に處せられたこと（『長編』三二四）は、考官の主觀的意向の項點に神宗の意向が在る、という意味で貢擧新制の「主觀試驗」的特質を象徵している。

(19) 貢擧新制條文中の原文は「……量取諸科解名增解進士、以熙寧二年解明經數爲率、如擧人數多於熙寧二年卽每十人更取諸科額一人、諸科額不及三人者聽依舊、不解明經處每增二十人如十人法、禮部奏名於諸科解額取十分之三增進士額。京東・陝西・河北・河東・京西進士、開封府・國子監、諸路嘗應諸科改應進士者別作一項考校。其諸科內取到分數並充進士奏名、將來科場諸科宜令依舊應擧、候經一次科場、除舊人外不得應諸科擧。……」である。

(20) 『會要』選擧三　嘉祐二年十二月五日、同三年三月十一日の條。なお『長編』一八六　嘉祐二年十二月戊申、『通考』三一　嘉祐二年の條などの明經科設置の記事には、試法を兩經、三經、五經の選擇とし、それぞれ八通、六通、五通で合格させるとあり、『會要』と相違する。經を大中小三經に分類したことを考えると『會要』の試法がより合理的に思え

る。

(21) 『節孝集』三〇　上趙殿院書。但しこの書簡の要點は、明經條制は、八場が、墨義で注文を、大義は注疏までを範圍とし注疏の學から完全に脱却していないことへの疑義にある。

(22) 進士合格者の地域差については、Chaffee 前掲書　一一九頁以下を參照。

(23) Chaffee　同書、七一頁。

(24) 『會要』選擧一四　新科明法を參照。元豐二年九月の措置は、原文に「詔、五路禮部進士、與新科明法人通理人數均取」（九月八日。『長編』三〇〇　同月癸酉も同文）とあるのを、本文の如く解したが、文意なお明らかでない。元祐八年四月二十二日の大名府新科明法人の狀によると、諸科の廢止に伴い、七～八割が新科明法科に遷ったと言う。

(25) 但し陸佃は、同年十一月、國子監直講として京師に戻る（『長編』二二八　十一月戊申）。

(26) 近年、三經新義の佚文收集とその再評價の動きが顯著である。主な著作には、邱漢生『詩義鉤沈』（中華書局　一九八二）、程元敏『三經新義輯考彙評㈠―尚書』『同㈡―詩經』（國立編譯館　一九八六）、劉坤太「周官新義夏官補佚」（『河南大學學報』一九八五―一）などがある。程氏兩書には、氏が數年來發表されてきた王學關係論文のうち「三經新義修撰通考」「三經新義與字說科場顯微錄」「王安石父子享祀廟庭考」（以上㈠）「三經新義修撰人考」（㈡）が附載されている。小論で記す編纂過程の事實關係史料は殆どがこれら程氏論考に既出であり、多くを參照させていただいた。これら近年の著作は、朱子學が正統思想として絶大な社會的影響力を有した後世の、道學者的觀點からではなく、歷史的事實に卽して王學を位置づけようという試みの一つの表われである。なお安石の學問については庄司莊一「王安石「周官新義」の大宰について」（『集刊東洋學』二三　一九七〇）を參照。

(27) 例えば、書義は熙寧二年に進講したものが基礎となっている。『臨川先生文集』八四　書義序。

(28) 『長編』二五三　七年五月丙辰。『長編』は續けて「輒目（沈）季長從旁代對。上問難甚苦、季長辭屢屈。上問從誰受此義。對曰、受之王安石。上笑曰、然則且爾。云々」と述べ、升卿が助けを求めた侍講沈季長も安石の考えを鸚鵡返しにするだけであったので、神宗の質問に立ち往生したという。但し李燾は、此の記事は司馬光記聞に據るとし、升卿がこれ程無學であるとすれば、後に新義詩序が全面的に升卿の解に據った理由が分らぬ、と疑問を呈している。

(29) 『長編』輯本二六二　熙寧八年四月丁卯には、江寧から再び宰相として上京する途中の安石に、母の病いで謁告歸省する內舍生陶臨が回り道をして面會したため、後、事情を知った安石は臨を退學處分にした、との話を記す。

(30) 中書五房習學公事については、梅原郁『宋代官僚制度研究』第六章　宋代胥吏制の概觀　五二四頁以下に、當時の新法政治の中での位置付けがなされている。

(31) 『長編』二二八　熙寧四年十一月戊申、同二二六　四年八月己卯所引林希『野史』など。

(32) 以上の他に『宋元學案補遺』九八　荊公新學略補遺には、

編纂に係わった門人として汪澥、張僅、顧棠を擧げる。また『長編』二六六　熙寧八年七月辛未にやはり編纂に攜わった人物として張濟、葉原の名がみえる。これら諸人の略傳は程氏「三經新義修撰人考」參照。

(33)　『長編』二六五　熙寧八年六月己酉、辛亥。呂希哲『呂氏雜記』下。王雱は結局、加えられた龍圖閣直學士を辭退した。なお一千部印刷については『長編』二六八　熙寧八年九月辛未呂惠卿の上言にみえる。

(34)　『長編』二六八　熙寧八年九月辛未。『臨川先生文集』四三　論改詩義劄子、答手詔言改經義事劄子。『長編』が引く呂惠卿「家傳」の辯論と安石の申し立てには食い違いがある。程元敏「三經新義板本與流傳」(『國立臺灣大學文史哲學報』三〇　一九八一)は、惠卿の辯論を分析して改作の事實はあったと論證する。

(35)　『長編』三〇七　元豐三年八月丙辰、『臨川先生文集』四三。刪改すべき誤字は、乞改三經義誤字劄子二道にみえる。

(36)　『郡齋讀書志』一、『直齋書錄解題』二。註(17)拙稿參照。

(37)　程氏前揭「三經新義與字說科場顯微錄」に詳しい。

(38)　彭乘『墨客揮犀』四。もっとも後代にはこうしたエピソードも安石の非人閒性の證明として語られるようになる。安石の人閒像は描く人によって、當然のことながら樣々である。三浦國雄『王安石』(『中國の人と思想』七　集英社　一九八五)は、一般向けの書ながら、氏の安石像が平易に描かれていて興味深く讀める。この逸話をはじめ安石にまつわるエピソードも多く紹介されている。

(39)　『石林燕語』八。他には朱彧『萍洲可談』三、方勺『泊宅編』、『老學庵筆記』七にもみえる。

(40)　『陶山集』一一　書王荊公遊鍾山圖後に「荊公退居金陵、多騎驢遊鍾山、每令一人提經、一僕抱字說前導、一人負木虎子隨之、元祐四年六月六日、伯時見訪、坐小室、乘興爲予圖之、云々」とある。

(補注)　本稿校正中、平田茂樹「宋代銓選制度の一考察—王安石の改革を中心に—」(『歷史』六九)が發表され、新科明法科についても觸れられている。併せて參照されたい。

it to the environs, and to fix one's attention on the migration of the ducal households with regard to all the city-states in question.

CONCERNING THE EXAMINATION REFORMS OF WANG AN-SHI

KONDO Kazunari

The reform of the examination system that Wang An-shi carried out in the 2nd month of Xining 熙寧 4 (1071) consisted mainly of:

1. The abolishment of Poetry Exposition (*shi-fu* 詩賦), Memorization of Classics (*tie-jing* 帖經) and Elucidation of Classical Passages (*mo-yi* 墨義), and the adoption of Meaning of Classics (*jing-yi* 經義) and Policy Questions (*lun*, *ce* 論, 策).

2. The abolishment of the Understanding of the Classics (*mingjing* 明經) and the Various Fields Exam (*zhuke* 諸科), and the establishment of the Examination for the New Degree in Law (*xinke mingfake* 新科明法科).

3. The policy of special treatment towards the five northern circuits.

The purpose of the reform was to promote talented men who would be capable of practical application of government, rather than to promote men of letters. In particular, there was an urgent need to select the necessary competent officials to advance Wang An-shi's New Laws.

The third point was devised as a relief measure for the northern circuits, which had large numbers of candidates for the Various Fields Exam.

As a result, the reform itself proceeded smoothly. With the exception of a small group of opponents like Su Shi 蘇軾, the reforms were supported by the majority of literati of both the old and new factions.

However, when an attempt was made to carry out the new system, candidates simply memorized Wang An-shi's *A New Explication of the Three Classics* (*Sanjing Xinyi* 三經新義), and the examiners passed their own disciples, etc, so that the object of selecting capable officials with

new political philosophy could not always be accomplished.

Furthermore, the fact that political pressure made, Wang An-shi's new learning take the place of the old official teaching came to affect adversely the future of the Wang school.

ON THE 1465 (成化元) PETITION FOR RELEASE FROM THE ACADEMY —an Examination of the Ming System of Hanlin Bachelors

SAKAKURA Atsuhide

In the first year of Chenghua 成化, Ji Li 計禮 and other Hanlin Bachelors (*shujishi* 庶吉士) petitioned Grand Secretary Li Xian 李賢 to be "released from the academy" (*sanguan* 散館), that is, to be assigned official posts. The fact that Hanlin Bachelors would request a release from the academy was in itself unusual. Ji Li's negotiating point was that, if only the period of the bachelors' training was complete, they should be released. There was also the question of Li Xian's own qualifications as a Grand Secretary. Nevertheless, these were not the only reasons behind the request.

In the first place, the system of Hanlin Bachelors was one that secured talented men from the *jinshi* pool and gave them special training in order to nurture outstanding officials for the future of the state. Also, it was a source of Hanlin Academicians who would rank with those in the first class of *jinshi* graduates. The early Hanlin Bachelors served in close attendance on the emperor, and they could appropriately be called true elite. However, those Hanlin Bachelors who did not become Hanlin Academicians were not given any special treatment compared with other *jinshi* when being assigned to office. Moreover, after Xuande 宣德 5 (1430), when the system of the Grand Secretariat was established, all aspects of government, including appointments, came to reflect the intentions of the Grand Secretaries. A system of examinations for Hanlin Bachelors was brought in with the result that the training for bachelors